

議案第53号

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例（平成7年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター事業

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

芽室町保健福祉センターにおいて地域包括支援センター業務を開始することに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条 保健福祉センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p><u>(5) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター事業</u></p> <p><u>(6) 法第8条第7項に規定する通所介護事業</u></p> <p><u>(7) 社会福祉協議会の行う事業</u></p> <p><u>(8) その他町長が必要と認める事業</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 保健福祉センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p><u>(5) 法第8条第7項に規定する通所介護事業</u></p> <p><u>(6) 社会福祉協議会の行う事業</u></p> <p><u>(7) その他町長が必要と認める事業</u></p>